

(別紙2)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																																
<p style="text-align: center;"><b>別紙1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会</b></p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">① ※整理番号</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center; margin: 0;">平成 年 月 日</p> </td> <td style="width:15%; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">事</p> </td> <td style="width:15%; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">〒</p> </td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">② 住所・所在地 (納税地)</p> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">③ (フリガナ) 氏名・名称</p> </td> <td style="text-align: center;">( )</td> <td style="text-align: center;">電話 番号</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">④ 総代 又は法人 の代表者</p> </td> <td style="text-align: center;">住所・居所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p> </td> <td style="text-align: center;">( )</td> <td style="text-align: center;">電話 番号</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">⑤ 代 理 人</p> </td> <td style="text-align: center;">住所・居所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p> </td> <td style="text-align: center;">( )</td> <td style="text-align: center;">電話 番号</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおり見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。</small> </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)</small> 別紙1-1のとおり         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)</small> 別紙1-2のとおり         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由</small> 別紙1-3のとおり         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑩ 取引等に係る国税の申告期限等</small> 年 月 日         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑪ 関係する法令条項等</small> </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑫ 添付書類</small> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">1</td> <td style="border: none;">代理人による事前照会の場合は、その委任状</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">チェックシート(別紙1-4)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3</td> <td style="border: none;">照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</td> </tr> </table> </p>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center; margin: 0;">平成 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">事</p>	<p style="text-align: center;">〒</p>				<p style="text-align: center;">② 住所・所在地 (納税地)</p>						<p style="text-align: center;">③ (フリガナ) 氏名・名称</p>	( )	電話 番号	◎			<p style="text-align: center;">④ 総代 又は法人 の代表者</p>	住所・居所					<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎			<p style="text-align: center;">⑤ 代 理 人</p>	住所・居所					<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎			1	代理人による事前照会の場合は、その委任状	2	チェックシート(別紙1-4)	3	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	<p style="text-align: center;"><b>別紙1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会</b></p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">① ※整理番号</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center; margin: 0;">平成 年 月 日</p> </td> <td style="width:15%; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">事</p> </td> <td style="width:15%; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">〒</p> </td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">② 住所・所在地 (納税地)</p> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">③ (フリガナ) 氏名・名称</p> </td> <td style="text-align: center;">( )</td> <td style="text-align: center;">電話 番号</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">④ 総代 又は法人 の代表者</p> </td> <td style="text-align: center;">住所・居所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p> </td> <td style="text-align: center;">( )</td> <td style="text-align: center;">電話 番号</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">⑤ 代 理 人</p> </td> <td style="text-align: center;">住所・居所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p> </td> <td style="text-align: center;">( )</td> <td style="text-align: center;">電話 番号</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおり見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、事前照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。</small> </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)</small> 別紙1-1のとおり         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)</small> 別紙1-2のとおり         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由</small> 別紙1-3のとおり         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑩ 取引等に係る国税の申告期限等</small> 年 月 日         </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑪ 関係する法令条項等</small> </p> <p style="margin-top: 5px;"> <small>⑫ 添付書類</small> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">1</td> <td style="border: none;">代理人による事前照会の場合は、その委任状</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">チェックシート(別紙1-4)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3</td> <td style="border: none;">照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</td> </tr> </table> </p>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center; margin: 0;">平成 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">事</p>	<p style="text-align: center;">〒</p>				<p style="text-align: center;">② 住所・所在地 (納税地)</p>						<p style="text-align: center;">③ (フリガナ) 氏名・名称</p>	( )	電話 番号	◎			<p style="text-align: center;">④ 総代 又は法人 の代表者</p>	住所・居所					<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎			<p style="text-align: center;">⑤ 代 理 人</p>	住所・居所					<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎			1	代理人による事前照会の場合は、その委任状	2	チェックシート(別紙1-4)	3	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center; margin: 0;">平成 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">事</p>	<p style="text-align: center;">〒</p>																																																																																															
<p style="text-align: center;">② 住所・所在地 (納税地)</p>																																																																																																	
<p style="text-align: center;">③ (フリガナ) 氏名・名称</p>	( )	電話 番号	◎																																																																																														
<p style="text-align: center;">④ 総代 又は法人 の代表者</p>	住所・居所																																																																																																
<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎																																																																																														
<p style="text-align: center;">⑤ 代 理 人</p>	住所・居所																																																																																																
<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎																																																																																														
1	代理人による事前照会の場合は、その委任状																																																																																																
2	チェックシート(別紙1-4)																																																																																																
3	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料																																																																																																
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center; margin: 0;">平成 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">事</p>	<p style="text-align: center;">〒</p>																																																																																															
<p style="text-align: center;">② 住所・所在地 (納税地)</p>																																																																																																	
<p style="text-align: center;">③ (フリガナ) 氏名・名称</p>	( )	電話 番号	◎																																																																																														
<p style="text-align: center;">④ 総代 又は法人 の代表者</p>	住所・居所																																																																																																
<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎																																																																																														
<p style="text-align: center;">⑤ 代 理 人</p>	住所・居所																																																																																																
<p style="text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</p>	( )	電話 番号	◎																																																																																														
1	代理人による事前照会の場合は、その委任状																																																																																																
2	チェックシート(別紙1-4)																																																																																																
3	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料																																																																																																
<p style="margin-top: 5px;">(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。</li> <li>2 事前照会に対する回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。</li> <li>3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。</li> </ol>	<p style="margin-top: 5px;">(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。</li> <li>2 事前照会に対する回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。</li> <li>3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。</li> </ol>																																																																																																

改 正 後	改 正 前
<p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1 提出先及び提出部数 事前照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「事前照会者」といいます。）は、この用紙（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、事前照会者の納税地の所轄税務署の担当部署（法人税については法人課税部門、所得税については個人課税部門等）に1部提出してください。 ただし、次の事前照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。 ・国税局調査（部）課所管法人の法人税及び消費税の事前照会 ⇒ その法人を所管する国税局の調査管理課（調査管理課、調査課） ・酒税の事前照会 ⇒ その酒類等の製造場等又は酒類の販売場の所在地を所轄する税務署 国税局所管酒類製造場等に関するものは所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課） ・間接諸税（印紙税を除く。）の事前照会 ⇒ その製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）</p> <p>2 「② 住所・所在地（納税地）」 事前照会者の納税地である住所又は所在地を記載してください。 また、住所又は所在地と納税地が異なる場合には、上段に住所又は所在地を、下段に納税地をかつ書きで記載し、原則として、その事前照会者の納税地を所轄する税務署に提出してください。 なお、審査は、原則として、国税局が行い、国税局審理課長又は酒税課長名で回答します。</p> <p>3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者」 事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。 事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください。</p> <p>4 「⑤ 代理人」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。 なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。</p> <p>5 「⑥ 同意事項等」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「⑦ 事前照会の趣旨」 個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。</p> <p>7 「⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由」 ⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となること理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、</p>	<p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1 提出先及び提出部数 事前照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「事前照会者」といいます。）は、この用紙（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、事前照会者の納税地の所轄税務署の担当部署（法人税については法人課税部門、所得税については個人課税部門等）に1部提出してください。 ただし、次の事前照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。 ・国税局調査（部）課所管法人の法人税及び消費税の事前照会 ⇒ その法人を所管する国税局の調査管理課（調査管理課、調査課） ・酒税の事前照会 ⇒ その酒類等の製造場等又は酒類の販売場の所在地を所轄する税務署 国税局所管酒類製造場等に関するものは所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課） ・間接諸税（印紙税を除く。）の事前照会 ⇒ その製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）</p> <p>2 「② 住所・所在地（納税地）」 事前照会者の納税地である住所又は所在地を記載してください。 また、住所又は所在地と納税地が異なる場合には、上段に住所又は所在地を、下段に納税地をかつ書きで記載し、原則として、その事前照会者の納税地を所轄する税務署に提出してください。 なお、審査は、原則として、国税局が行い、国税局審理課長又は酒税課長名で回答します。</p> <p>3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者」 事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。 事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください。</p> <p>4 「⑤ 代理人」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。 なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。</p> <p>5 「⑥ 同意事項等」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「⑦ 事前照会の趣旨」 個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。</p> <p>7 「⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由」 ⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となること理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「㉔ 取引等に係る国税の申告期限等」  ㉔の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。</p> <p>10 「㉕ 関係する法令条項等」  ㉕の見解となること理由に關係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>11 「㉖ 添付書類」  事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。</p> <p>12 その他留意事項  (1) チェックシートの記載等  文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)  (2) 公表等  本件照会及び回答文書の内容は、回答後 60 日以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内(180 日を超えない期間内)について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。  <u>また、事前照会者名を公表することの申出をする場合には、その旨を適宜の用紙に記載し、添付してください。</u></p>	<p>かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「㉔ 取引等に係る国税の申告期限等」  ㉔の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。</p> <p>10 「㉕ 関係する法令条項等」  ㉕の見解となること理由に關係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>11 「㉖ 添付書類」  事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。</p> <p>12 その他留意事項  (1) チェックシートの記載等  文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)  (2) 公表等  本件照会及び回答文書の内容は、回答後 60 日以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内(120 日を超えない期間内)について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。  (新設)</p>

改正後

別紙1-4

チェックシート  
(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4) 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づく照会ではない。	はい・いいえ
(5) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起った場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合があります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印

改正前

別紙1-4

チェックシート  
(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4) 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づく照会ではない。	はい・いいえ
(5) 実際に行われた又は確実に行われる取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起った場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合があります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印

改正後

別紙2

形式審査表

署担当者		署 部門		作成年月日		局担当者		局 課		作成年月日		整理番号	
事前照会者氏名(名称)				確認		補正状況							
				署		局							
記載事項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある		適・不適	適・不適	・ ・							
	2	押印漏れはない		適・不適	適・不適	・ ・							
	3	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない		適・不適	適・不適	・ ・							
	4	事前照会の趣旨は明らかである		適・不適	適・不適	・ ・							
	5	取引等の事実関係は明らかである		適・不適	適・不適	・ ・							
	6	求める見解の理由は明らかである		適・不適	適・不適	・ ・							
	7	提出資料の漏れはない		適・不適	適・不適	・ ・							
要件事項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない		適・不適	適・不適								
	9	申告期限前の事前照会である		適・不適	適・不適								
	10	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である		適・不適	適・不適								
	11	調査等の手続に係るものではない		適・不適	適・不適								
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない		適・不適	適・不適								
	13	個々の財産の評価等に関するものではない		適・不適	適・不適								
	14	事務運営指針1(9)に規定する要件を満たしている			適・不適								
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項		担当者								
	面接・電話・文書	・ ・											
	面接・電話・文書	・ ・											
	面接・電話・文書	・ ・											
その他連絡事項													

改正前

別紙2

形式審査表

署担当者		署 部門		作成年月日		局担当者		局 課		作成年月日		整理番号	
事前照会者氏名(名称)				確認		補正状況							
				署		局							
記載事項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある		適・不適	適・不適	・ ・							
	2	押印漏れはない		適・不適	適・不適	・ ・							
	3	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない		適・不適	適・不適	・ ・							
	4	事前照会の趣旨は明らかである		適・不適	適・不適	・ ・							
	5	取引等の事実関係は明らかである		適・不適	適・不適	・ ・							
	6	求める見解の理由は明らかである		適・不適	適・不適	・ ・							
	7	提出資料の漏れはない		適・不適	適・不適	・ ・							
要件事項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない		適・不適	適・不適								
	9	申告期限前の事前照会である		適・不適	適・不適								
	10	事前照会者が実際に行う等の取引等である		適・不適	適・不適								
	11	調査等の手続に係るものではない		適・不適	適・不適								
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない		適・不適	適・不適								
	13	個々の財産の評価等に関するものではない		適・不適	適・不適								
	14	事務運営指針1(9)に規定する要件を満たしている			適・不適								
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項		担当者								
	面接・電話・文書	・ ・											
	面接・電話・文書	・ ・											
	面接・電話・文書	・ ・											
その他連絡事項													

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>【形式審査表の記載要領】</b></p> <p>1 この形式審査表は、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」（以下「照会文書」という。）を受理した署又は局の照会応答担当者及び局の文書回答担当者が形式審査事務及び補正要求事務を行う際に使用する。</p> <p>2 「記載事項」については照会文書の各記載事項について確認をした結果、「適」若しくは「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>3 「記載事項」の「補正状況」欄には、照会文書の各記載事項について補正がされた場合におけるその状況を、例えば、「○年○月○日文書訂正」又は「○年○月○日補正書提出」のように記載する。</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1) 「8」欄……税法上の承認申請（措置法40条事案等）等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。</p> <p>(2) 「9」欄……申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること。</p> <p>(3) 「10」欄……仮定の実実関係や複数の選択肢がある実実関係に基づくものではなく、事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること。</p> <p>(4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売免許に関係する事前照会でないこと。</p> <p>(5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。</p> <p>(6) 「13」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による実実関係の認定を必要とするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 事前照会に係る取引等が、法令等に抵触又は抵触するおそれがあるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 事前照会に係る取引等について、税務調査中・不服申立て中、税務訴訟中であるか、取引等関係者間において紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ 同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p style="margin-left: 20px;">チ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">リ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの（例示）</p> <p style="margin-left: 40px;">① 文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</p> <p style="margin-left: 40px;">② 他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合</p> <p style="margin-left: 40px;">③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合</p> <p>5 「簡易補正」欄には、上記3の記載事項の補正以外に必要に応じて事前照会者に補正等を求めた場合に、その事項を記載する。</p> <p>6 「その他連絡事項」欄には、署又は局の照会応答担当者が局の文書回答担当者に連絡すべき事項（例えば、文書回答を行わないことが適切であると思われる照会で、口頭による回答が可能な照会に対して、口頭による回答を行っているなどの事項）があれば、適宜記載する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【形式審査表の記載要領】</b></p> <p>1 この形式審査表は、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」（以下「照会文書」という。）を受理した署又は局の照会応答担当者及び局の文書回答担当者が形式審査事務及び補正要求事務を行う際に使用する。</p> <p>2 「記載事項」については照会文書の各記載事項について確認をした結果、「適」若しくは「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>3 「記載事項」の「補正状況」欄には、照会文書の各記載事項について補正がされた場合におけるその状況を、例えば、「○年○月○日文書訂正」又は「○年○月○日補正書提出」のように記載する。</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1) 「8」欄……税法上の承認申請（措置法40条事案等）等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。</p> <p>(2) 「9」欄……申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること。</p> <p>(3) 「10」欄……仮定の実実関係や複数の選択肢がある実実関係に基づくものではなく、事前照会者自身により実際に行われた又は<u>確実に行われる</u>取引等に係る事前照会であること。</p> <p>(4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売免許に関係する事前照会でないこと。</p> <p>(5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。</p> <p>(6) 「13」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による実実関係の認定を必要とするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 事前照会に係る取引等が、法令等に抵触又は抵触するおそれがあるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 事前照会に係る取引等について、税務調査中・不服申立て中、税務訴訟中であるか、取引等関係者間において紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ 同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p style="margin-left: 20px;">チ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">リ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの（例示）</p> <p style="margin-left: 40px;">① 文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</p> <p style="margin-left: 40px;">② 他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合</p> <p style="margin-left: 40px;">③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合</p> <p>5 「簡易補正」欄には、上記3の記載事項の補正以外に必要に応じて事前照会者に補正等を求めた場合に、その事項を記載する。</p> <p>6 「その他連絡事項」欄には、署又は局の照会応答担当者が局の文書回答担当者に連絡すべき事項（例えば、文書回答を行わないことが適切であると思われる照会で、口頭による回答が可能な照会に対して、口頭による回答を行っているなどの事項）があれば、適宜記載する。</p>

